

第十五回 参議院内閣委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月二十三日(火曜日)
午後一時四十九分開会

出席者は左の通り。

委員長 竹下 豊次君
理事 上原 正吉君
松原 一彦君

委員

中川 幸平君
河井 瀧八君
村上 義一君
榊 繁夫君
成瀬 暢治君
上條 愛一君
栗栖 勉夫君

國務大臣

外務大臣 岡崎 勝男君
國務大臣 木村篤太郎君

政府委員

法制局長官 佐藤 達夫君
保安政務次官 岡田 五郎君
保安庁長 上村健太郎君
官房長 堀井 啓治君
調達庁次長 川田 三郎君
調達庁不
動産部長

事務局側

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

説明員

大蔵省主計 村上孝太郎君
局主計官

本日の會議に付した事件
○保安庁法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)

第一部 内閣委員会會議録第六号

昭和二十七年十二月二十三日【参議院】

○委員長(竹下豊次君) 只今から内閣
委員会を開会いたします。

保安庁法の一部を改正する法律案を
議題にいたします。先般衆議院側から
提案理由の説明を承つたのでありま
すが、この際法案の内容について説
明をお願いいたします。

○政府委員(上村健太郎君) 本改正案
は提出議員のかたから一通り御説明が
ございましたので、私からやや詳細に
申上げたいと存じます。

保安庁法におきましては、第八十七
条及び第八十八条におきまして船舶安
全法及び船舶職員法並びに電波法の一
部の適用を排除しておつたのでござい
ます。保安庁といたしましては、この

船舶安全法及び電波法の一部につきま
しては、条約と比較いたしましたして、や
や厳格に条約以外のことも規定してあ
つたために、これを全部保安庁の關係
の船舶に適用いたしますと、保安庁の

船舶が特殊の任務を持つておりますた
めに不適當であると認めて適用を排除
しておつたのでございます。第八十
七条のほうの今回の修正は船舶安全

法に關するものでございまして、船
舶安全法の基礎であります人命安
全に關する条約のうち第五章の規
定は保安庁法の、保安庁の船舶に適用
があるのではないかと、即ちこの条約の

うちで大部分の規定は國際航海に従事
する船舶のみに適用があるというふう
になつておりますが、第五章の航行の
安全の事項だけは全部の船舶、即ち國
際航海に従事するもののみでなく、沿

岸航海だけに従事する船舶につきまし
ても適用があるわけでございまして、従
いましてこの第五章につきまして保安

庁の船舶にも適用があるのではないかと
、従つてこの適用までも除外したこ
とは条約に違反するのではないかと
、御質疑がなされて、私どもといたし

ましては、この条約は、政府に對しま
して、その政府に屬する國の船舶に遵
守を命ずる措置を講ずる義務を政府に
負わしてゐるわけでございまして、従

いまして保安庁の船舶は、保安庁独自の
訓令又は規則によりましてこの条約を
直接遵守する規定を設けるといふふう
に解釈いたしておつたのでございま

す。この第五章の規定と申しますと、
内容は危険の通報報知又は氣象の業
務、或いは遭難信号の濫用防止、遭難
の通報というふうな、主として元來保

安庁の船舶が本來の任務といたしてお
ります仕事でございまして、従いまし
て、この点におきまして船舶安全法の
規定を排除いたしておりましたも、警

備隊の船舶といたしましては當然条約を
守るべき筋合いであつたわけでござい
ます。併しながらこの法律全部を一応
適用除外をいたしておりましたので、

法律上どうであらうかという疑義が委
員のかたから生じまして、今回の
議員提出の法案によりまして、この除
外をしない、即ち第五章の規定につい
ては同じように保安庁の船舶に適用す
るのだという改正の案が出ておるわけ
でございます。私どもといたしまして

に、この改正をお願いいたしましたら
ば適當であると存するのでございま
す。

船舶職員法のほうにつきましては、
これは条約の關係でございまして、
このもとになつております國際電氣
通信条約の規定は、その基礎に更に商

船に乘組む船長及び職員に對する職務
上の最低要件に關する条約というの
がありまして、この条約は商業に従事し
ない政府の船舶には適用せられないと

いうふうになつておりました、直接条
約とは關係がないのでございまして、
なお電波法につきましては、保安庁
法はこのうちの無線局の免許並びに無

線従事者に關する規定だけを除外いた
したのでございまして、これは警備
隊、保安庁の使用いたします移動無
線局については、この電波法に規定し

てある事項をそのまま適用いたしま
すと、職務の性質上から申しまして不
適當なところが生じますので除外を
いたしておつたのでございまして、併

しながらこの点につきましても同様法律
上やかましく申しますと疑義がない
でもないかと存ぜられますので、今回
の御改正の案が出ておりました、この

点につきましても保安庁において規則
を設けるといふことになつたわけで
ございまして、
なお八十七条の規定につきまして、
改正の中の「第二十七條の規定」と申
しますのは、海上衝突予防の規定で
ございまして、警備隊の使用いたしま
す船舶の堪航性及び人命の安全を確保

するため必要な技術上の基準及び配
員の基準を設けるといふことでござい
ます。この規定につきましてもやはり一
般の船舶とや警備隊の船舶は違いま
すので、これにつきましても特別な規定
を設けるつもりでございまして、
大体以上の通りであります。

○委員長(竹下豊次君) 御質問願いま
す。

○上條愛一君 この保安庁法の一部を
改正する法律案について第一に御質問
したいのは、フリゲート艦及び上陸用
支援艇を軍艦でないというお考えの下

にこの一部改正をしようというのです
が、軍艦は軍艦だけれども、その軍艦
の本來の任務に従事するのではない、
單に警備という仕事に従事させるので
あるから軍艦でなくて船舶だと、こ
ういうお考えですか、その辺のことを一
つ。

○國務大臣(木村篤太郎君) このアメ
リカから借受けますフリゲート及び
LS、いずれも日本では船舶として使
用しますというので、軍艦としてで
はないのでございまして、

○上條愛一君 船舶として使用しよう
ということはわかるのですが、このフ
リゲート艦そのものが軍艦でないとい
う考えですか。それは軍艦ではあるけ
れども、ただその使用が船舶の仕事と
しての使用をする、こいう意味です
か。その辺のことがはつきりしないの
です。

○國務大臣(木村篤太郎君) このフリ
ゲート及びLSは、アメリカにおいて

哨戒艇及び上陸支援艇として使つておつたことは事実であります。併しなから日本においてはこれは純然たる海岸警備用の船舶として使用するものであります。ここで御質問の趣旨は、要するに軍艦と船舶との差違如何ということに掘下げられた御質問だと私はこう考えます。そこでおよそ軍艦と申しますのは、第一要件といたしまして、これは軍事に使用すべきものである。次にそこから出発いたしました、形式上軍艦であれば、いわゆるこれに乗組む者は軍人である。而して国際法上軍艦としての一つの取扱ひを受ける。不可侵であります。治外法権というやうなものを持つてゐる。更に形式的に言いますと、軍艦旗を掲げてそれを一般の船舶と區別するということになつております。で、これらの要素を全く本件の船舶は持つていないということになります。全然軍艦としての取扱ひは受けられないということになります。

あつても戦の用に使わぬ場合もあり得ると思ふ。そのことはわかるのです。日本では軍艦としての使用はしないというのであればわかるのですけれども、あれは軍艦でないという御意見ならば、ちよつと我々は納得できないのですが、その辺のことをもう一度明白にお願いいたします。

○上條愛一君 そすると、もう一度念を押してお尋ねしたいのですが、我が考へ方では、フリゲート艦も見せて頂きましたが、要するに船といふものは軍艦か、まあ船舶と申しますか、貨物客船か或いは漁船か、船には種類があると思ふ。そうするとフリゲート艦のごときものは、これはどのように見てもこれは軍艦だと私も認定するわけでありませう。軍艦は軍艦だけれども、日本へ持つて来ては軍艦としての使用はしない、船舶としての使用をするのだと、こゝういふ意味ならば我々わかるのですけれども、あのフリゲート艦が軍艦でないという御議論であれば、私もどうもちよつと納得が行かぬのですが、それは軍艦で

○国務大臣(木村篤太郎君) 私今申しました軍艦と軍艦でないという定義は、今申上げた通りでございます。おわかりのようになります。そこでこれは日露戦争当時のことで或いは御存じであつた信濃丸あたりでも、これは軍において徴用いたしまして、そうしてこれに乗組ませるのは軍人であり、軍艦旗を掲げて、ここにはつきり国際法上これを軍艦としての取扱ひを受ける、不可侵、治外法権を持つてゐるのであります。それで普通の船舶といへどもこれは軍艦になるのであります。曾つて軍艦たりしものも船舶となる。私この前もほかの委員会で申上げたのですが、私が実際に乗つた船であります。台湾航路に使つてゐる台南丸という船、これはグラスゴーで造られた曾つての駆逐艦であります。これは勿論大砲を積んでおられます。おりませんけれども、曾つて軍艦として使つたものが商船として一般に使われた実例もあるものであります。そこで軍艦と軍艦にあらずることの區別は先ほど申した通りであります。

して例えば海上の治安維持に當る、或いは漁船の保護或いは密貿易、密入国等の警備に當らせる、こゝういふのであるが、保安庁設置のときにも私はその点について疑念を持つておつたのですが、それならば本當に治安維持、海上の治安維持を主とするというのであれば、横須賀、佐世保、舞鶴といふやうな軍港に、特殊の所において訓練をしてゐる、こゝういふことよりも、むしろ日本は四面海であつて、九つの警備保安上の港があるわけですから、それならばさういふ所に配置して、そして漁船の保護或いは密貿易のやうな場合に活動するといふことが實際的である。然るにそれをなさずして、借入れた十八隻と五十隻は一定の場所において、平素にいては訓練だけしてゐる、こゝういふことは果して妥當であるかどうかといふことが一つの疑点である。

それから第二には一体漁船の保護にいたしまして、或いは海上の治安確保の立場から申しますれば、外国から侵入された場合にこれは無抵抗で行くか、或いはその場合に海上の治安確保のために活動するかといふことが問題になつて来ると思ふのであります。この二点についてお伺ひいたしたい。

○上條愛一君 私は今の質問をするのは、長官のおつしやるやうに、船舶であつても場合によつては軍艦としての戦力に利用することがあるということと同様に、本来が軍艦であつたものですからして、これを船舶として使用いたしまして、場合によつてはこれを明らかに軍艦として用ゐる場合があり得るじやないか、あり得るというのみならず、さういふことを予想してやはり訓練しておるんではないかと、こゝういふふうに我々は感ずるのですが、この点はどうなんですか。

○上條愛一君 今木村長官のおつしやるやうに、これはまあ軍艦として使用しない、船舶として使用する、これはそれで承知いたしました。それでは私どもの疑点とするところは、船舶と

○国務大臣(木村篤太郎君) 横須賀、舞鶴、これへ設置いたしましたのは、要するにこれの補給場所であります。相當の訓練を要しますし、その他いろいろの関係で、又従来の設備もありますから、それを利用充たしたしまして、補給するに便利だからであります。これを各所にいろいろと設けたらいいじやないかといふことは御尤もであります。これは一定の所に固定させるものではあります。ほかにこれ

に準じました小規模の一つの何と申しましようか、補給所のようなものを設けてそこに出入させる、そこにおいて又一定の訓練をさせることになつておる次第でございます。

それから第二点においては問題であります。が、もとより私は独立国家となつた以上は相當の警備力を持つことは必要であることは同感であります。他国の不当な侵入に対して備へるということは當然であります。併し只今の情勢から申しまして、さうな大規模なことは到底財政上許すことのできない立場に置かれてゐる。それは今後の問題として取扱うべきものと私はこう考へております。

○上條愛一君 今度は今度の質問をするのは、長官のおつしやるやうに、船舶であつても場合によつては軍艦としての戦力に利用することがあるということと同様に、本来が軍艦であつたものですからして、これを船舶として使用いたしまして、場合によつてはこれを明らかに軍艦として用ゐる場合があり得るじやないか、あり得るというのみならず、さういふことを予想してやはり訓練しておるんではないかと、こゝういふふうに我々は感ずるのですが、この点はどうなんですか。

○国務大臣(木村篤太郎君) この船舶はもう御覧になつておわかりであります。ようが、アメリカにおいても単純な哨戒艇或いは支援艇として造られたものです。いわゆる武装力の点におきましては行動能力におきましては極めて微々たるものであります。我々の曾つての日本海軍の持つておつた軍艦とはおまけに離れてゐる、極めて微弱なものであります。こんなものは、私

は仮に不当に外国から侵入を受けた場合ににおいても、これを使用して防ぎ得るというやうなことは到底私は不可能と考へております。ただ、沿岸警備に使用するにはまあ差支えない程度のもので私は信じてゐるのであります。私個人といたしましては、もとより日本のこの長い海岸線を警備するにつけてはもつと適切な船を一日も早く造つて配置することが望ましいことであらうと考へております。併し目下の財政状態から鑑みまして、さうなことは到底許すことができませんし、又一面から、これを造るにいたしましては、一刻も早く我々はこの空白になつております。幸いアメリカから非常に好意ある取計らいとしてこれだけの船を貸してやろうと、こゝう言われましたから、喜んでこれを借りる次第であります。

○上條愛一君 なおもう一点御質問したいのですが、本當に長官のおつしやるやうに海上の治安確保のことのみを中心として船を借入れるという場合であれば、もう少し實際に役立つやうな船を借入れる場合でも借入れるべきじやないか。然るに海上の治安維持のためにはあのような船ではその役立たないのみならず、誰が見ても軍艦だといふのか役立たないかといふことは別問題として、戦争のために造られたところの軍艦、上陸支援艇にしても、上陸ということはすでに戦争であります。戦のために使うものであります。それを支援するといふのでありますから、これも戦争用に造られたことだけは間違いない。そのやうな誤解と申します

は仮に不当に外国から侵入を受けた場合ににおいても、これを使用して防ぎ得るというやうなことは到底私は不可能と考へております。ただ、沿岸警備に使用するにはまあ差支えない程度のもので私は信じてゐるのであります。私個人といたしましては、もとより日本のこの長い海岸線を警備するにつけてはもつと適切な船を一日も早く造つて配置することが望ましいことであらうと考へております。併し目下の財政状態から鑑みまして、さうなことは到底許すことができませんし、又一面から、これを造るにいたしましては、一刻も早く我々はこの空白になつております。幸いアメリカから非常に好意ある取計らいとしてこれだけの船を貸してやろうと、こゝう言われましたから、喜んでこれを借りる次第であります。

○上條愛一君 なおもう一点御質問したいのですが、本當に長官のおつしやるやうに海上の治安確保のことのみを中心として船を借入れるという場合であれば、もう少し實際に役立つやうな船を借入れる場合でも借入れるべきじやないか。然るに海上の治安維持のためにはあのような船ではその役立たないのみならず、誰が見ても軍艦だといふのか役立たないかといふことは別問題として、戦争のために造られたところの軍艦、上陸支援艇にしても、上陸ということはすでに戦争であります。戦のために使うものであります。それを支援するといふのでありますから、これも戦争用に造られたことだけは間違いない。そのやうな誤解と申します

か、正解と申しますか、そのような軍艦を、何故に軍艦と認めらるべきものを借入れて、もつと日本が本場に現在海上の治安維持のために必要だといふ船を借りなかつたかといふことについて一つお話を願いたい。

○國務大臣(木村篤太郎君) 只今の御意見は御尤もと考えます。併しこれは相手方があることであります。我々といひましたし、それは海岸の警備について最も適切な船は日本で造り、造れなければアメリカからお借りする、したのであります。これがさういふは参りません、相手方のあることであります。アメリカにおいて不要になつておる、これらの船を貸してやろう、かういふのでありますから、これを借りることになつた次第であります。

○上條愛一君 私はこれ以上は意見になりませんから申し上げませんが、今長官の御説明によりまして、どうも軍艦であるのを軍艦でないとして、船舶として使用するといふふうにするがために、この保安庁の一部を改正するといふふうにししか私も認められんのですが、これはまあ意見になりますから一応質問を打ち切ります。

○松原一彦君 念のために伺つておきますが、これは今後まだ御拡充になる御予定かどうか、御拡充になるならばその段階、国防力の漸増としての段階か、或いは単なる沿岸警備の効力を、今言われたように、上條君はこんなものじや大した効力じやないという話でしたが、それを認せられての長官のお言葉もあつたし……、より充実した沿岸警備の態勢をとるとすれば、どういふ将来御計画をお持ちであるか、その

の限界等も承われるならば承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 今後の拡充計画についてはまだはつきりした計画を立てておりません。差当りこのP F十八隻とL S S L五十隻、都合六十八隻を借受けまして、これで取りあへずやつて行きたい。海岸警備につきましてはこれらの船だけでは足りんと考えております。御承知のように日本の海岸線は、私は、八千キロと申しておりますが、公式には九千キロであります。とにかくアメリカに次いで長い海岸線を持つておるのであります。昨日も私が外務委員会で申上げたのであります。戦前は勿論、戦時中におきまして、日本では相当の海岸の警備船を持つておつたのであります。不幸にいたしまして終戦になりました、この間が全く空白状態になつております。従ひまして或いは御承知であります。密輸入者なんかも笑におびたらしい致になつております。漁船の拿捕事件も随分な致になつております。密輸入船も横行しておるやうなことであります。従ひましてこれらに對処いたしますのは、私は差当り六十八隻を以て先ず処置をして行きたいと考えておりますが、これでは十分とは考えておりません。なおこの船は貸借期間は五カ年、更に引續いて五カ年借りるならば併せて十年であります。相当これは老朽船でありますから、その間において或いは又補充もしなければならんかと考えております。只今のところではさうな拡充計画といふよりなものはまだ立てておらんつもりであります。

○松原一彦君 この問題に關しての審議は随分長いことかかつておりますので、私もには感無量のものが実はあるのです。併し結論として改進黨はこれを承認することにしましたので、今更々いふことは申し上げません。外務大臣は最初日本から交渉したのじやないといふことであつた。この席上での御答へは……、閣議にかけたことであるといふやうなお話があり、その後大樺國務大臣からは、船舶として借りるものは閣議にかけたという修正があり、更にその当時我々は十隻と聞いておつたのが十八隻となつたので、これを追及をいたしました結果は、いや十隻であつて十八隻じやない。増加する見込みはない。そういう計画も持たない。かういふことであつた、一々私は速記録を引用いたしませんけれども、殊に十八隻にするといふと、乗組員も三千何百人増加しなければならんし、その予算も持つておらん。増加するところの計画はないといふことであつたのが、いつの間にか十八隻になつてしまつた。従来この問題は……と押して来ますと、どうも政府の言はるることがいろいろ違つて来てる。(その通り)と呼ぶ者あり)それで私どもの印象としましては、まだ……今後どんなに違ふかわからんといつたやうな氣持を持つ、事實は……結局は有効にこれを使おうとすれば、軍艦旗を掲げた輕巡洋艦があるべきは……ものなんだと私は思う。併しこれは憲法下において許されない。私は軍備論者ではありません。従つて私もそれを希望するのじやありませんけれども、現実情勢から沿岸警備をし、漁船等の拿捕に備へるとい

うのならば、実効のあることを要求せられる限りにおいてさういふやうな御計画があつていいのじやないかと思ひます。今長官は五年間借りて、更に五年延ばすから十年間、その間には漸増の計画はないと御明言できまじやうかどうでしょう。今のお話はどうも取り扱ったのであります。本當に御計画はないのですかどうですか。それならば私は相當議論があるだらうと思ひます。もう一遍確めておきますから御答へ願ひたいと思ひます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私は先ほど申し上げたのは、差当りこれらの船で以て処置して行きたいと、併し情勢如何によりましては増さなくちやならんかも知れませんし、又我々といひましたしは一日も早くこれに適切な船を処置したいと、こう考えておる次第であります。私の申し上げたのは、只今のところこの十八隻を以て処置して行きたいと、こう考えております。

○松原一彦君 この問題が……割切れない各種の議論を生んでおりますことは御承知の通りであります。上條君が質問した通りに、軍艦であつてもこれをば船舶として借入れ得る私は条件があると思ひます。それは武装解除すれば船舶であります。船舶と言へども武装すれば信濃丸のごとき軍艦になるのであります。軍艦が船舶かの境は、武装の有無にかかつておると思ひます。従つて武装する以上は、武器を持つ以上はこれは軍艦であります。たとえ商船であらうと軍艦となる、軍艦として使用する以上は軍艦となるのであります。それは憲法で許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

いといふのが我々の今日の根本的主張であつたのでありますけれども、今日武装したままで船舶として借入れるといふ一つの特例が開かれるのであります。この特例が一旦開かれますといふと、三インチ砲は五インチ砲になる、六インチ砲になり、十二インチ砲にならないことも保しがたいものがある。これは日本の国民が現憲法に服従しなければならぬ義務を持つ限りにおいて、私はどうして許されな

るほど初めは十ばいということだったのです。併しアメリカのはうで好意ある処置によりまして、アメリカの八十二回国会におきまして、今年の七月八日と記憶しております。これで十八ばいだけ一つ日本に貸すことを認めてやろうじやないかという一つのアクトが出来まして、そうして大統領の承認を得たわけでありまして。前には十艘という話があつたことは確かであります。あとで追加されたのであります。

○成瀬権治君 私はアメリカがどうしようかと、日本の自主的な問題であるから、日本がどうしてそれを呑まなければならなくなつたかという、その説明が……

○國務大臣(木村篤太郎君) アメリカの要請というわけじやありません。アメリカで十八ばい貸してやろうというのでありますから、日本ではこれは借りることは至当だろうと思つて十八ばいを貸してやろうことになつたのであります。アメリカからは強いて日本に貸してやろうという、使えというわけではありません。これは私は今はつきり申上げておきます。今年の四月二十四日付の書簡で、こちらから要請したのであります。「海上保安庁の保有する船舶では、九千マイルに達するわが国の海岸線を警備するには、全く不十分であるので、米國政府に対し、海上保安庁の任務遂行に適當な船舶の貸与方を要請し、貸与されるべき船舶については、最小限として十隻のペトリール・フリゲート及び五十隻の上陸支援艇を希望する。」と、こう言つております。初めは十隻であつたのであります。

子供だましみたいな話だと思ひますがね、ということとは予算もきめ、定員もきめて、十ばいでやるといふ一つのコースは決定しておつたと思つてゐます。それがどうしてそんな決定して国会に諮つたものがひつくり返るというのには、どうも納得行かないですね。そんな話ではおかしいと思つてゐます。人を馬鹿にしたような話だと思つてゐます。

○國務大臣(木村篤太郎君) 決して国会を馬鹿にしてゐるわけではありますせん。当時の経緯は私は知りませんが、とにかく更に入隻を追加して貸してやろうと申しまするので、これはアメリカの好意に依つて使うことが、日本のあるゆる観点から見てもこれは妥当だと、こういうふうな考えたのであります。

○成瀬権治君 この四月二十四日付の書簡では、これは私は何ばいというところと書いてないと思つてゐます。十ばいが妥当だといふお話を承つたのは、私たちも少くとも七月、当時の国会で政府に十ばいということをおつたのであります。それが主観的に或いは客観的に情勢の変化があつたと、これを十ばいということにして何もかも政府は出して、今度これを何かしなければならなくなつた理由というものが私はあると思つてゐます。それを聞いておるのであります。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私の聞き及んでおるのは、初めアメリカは十ばい貸してやるというふうな話合いか、日本、日本の政府でも十ばいということになつたやうであります。併しその後になりまして、アメリカでは更に八はい貸してやろうということになつたので、十八はいを借りるということが

現下の情勢においてよからうという次第であつたのであります。

○成瀬権治君 私は、日本の情勢として十ばいが妥当だと結論を出されて折衝をされた。そしたらアメリカが親切に十八ばい貸してやると言つた。それから十八ばい借りまして、どういふ説明なんですか。これではどうも私は納得ができません。どういふんですか。それで日本はどういふんですか。それで日本はどういふんですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) この前には十ばいとはつきりその当時の何でなかつたので、少くとも十ばいというところをアメリカに言つておつたのであります。それでそれからアメリカでは十八はいそれじや貸してやろう。アメリカに對しては少くとも十ばいと、こういうことではあります。

○成瀬権治君 いや、そうじやないですよ。私たちは十ばいで、十八はいとアメリカのほうから情報も出ておるんだし、新聞発表にも十八はいとなつておるのだが、政府はこれを殖やす用意があるのかどうかというところに対して質したことに對して、あの当時の連記録を見ればわかりますが、決して十八ばいには殖やさん。アメリカがどうしようかと、日本は十ばいしかお借りしませんと言つて、この当時の政府の人は全部答弁された。それでなければそれは納得できませんよ。

○國務大臣(木村篤太郎君) 私はその当時の事情は知りませんが、大橋君が恐らくは今年に十ばいというふうなことを申したじやないでしょうか。とにかくまあアメリカから十八隻貸して

やろうという意味でありますから、どうぞこれを借受けることに御承諾をお願いいたします。

○成瀬権治君 まあ当時の責任者である大橋さんもお代りになつてしまつた。だからまあ責任はないのだと、で木村さんはわしや知らんのだと……、これでは私は一貫した何もなくて非常に迷惑である。知らんとは申せません。これは一ばい引掛つたやうなものです。

それからもう一つ文句と言つちや何だけれども、附に落ちない点は、四月二十四日付の吉田書簡ですね。それは私はよくわかりませんが、これは吉田さん勝手に閣議にも何にも、外務省にも何にも連絡なしに、自分でお書きになつて自分でお出しになつたものか、こういうふうな手紙を出したというところが、大体において閣議において提出されて、秘密閣議などにおいて了承されておるものですか、その点はどうですか。

○國務大臣(木村篤太郎君) まさにこの点は外務省を通じて、正式の手続に基いてやつておるのであります。吉田首相自身において何しておるのではないといふことを私は了承しております。

○成瀬権治君 そうなると、私はあのときの記憶があるのですが、岡崎外務大臣は、あのとき何も知らんと断言されておられます。幸い今お見えになりまして村上前運輸大臣は知つておられると思ひますが、そうでないと言ふ、岡崎さんとの間に食違ひがあるのです。一遍私は岡崎國務大臣においでを願ひまして、その間の事情を弁明を一つしてもらう必要があると思ふ。そうでない

とこれは国会議員を侮辱した話だと思ふ。私は一つ委員長において岡崎外務大臣の出席を取計らつてもらつて、この間の事情をもう一つ説明し直してもらわなければならぬ。一つ委員長にお諮りを願ひたいと思ひます。

○委員長(竹下登次君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時三十五分速記中止

午後二時五十二分速記開始

○委員長(竹下登次君) 速記を始めて下さい。

○栗栖勉夫君 予算的措置を説明してもらわないと、ちよつと船が殖えていゝるし、どういふいきさつで大橋さんが言われ、木村長官が今話されるということは、これは別問題にしても、その点をばつきりしない、この法律というものを通すわけにいかんことになつた。これは大蔵省かどつかから一つ説明をして頂かないといふかんじやないかと思ひます。これは今日でなくとも、いつの機会でもよろしうございませう。船も殖えておりますから、はつきりして置いたほうがいいと思ひます。

○委員長(竹下登次君) ちよつと速記をとめて下さい。

午後二時五十四分速記中止

午後四時七分速記開始

○委員長(竹下登次君) それじや速記を始めして下さい。

○栗栖勉夫君 一つ念を押して置きたいのですが、お尋ねする趣意は、この保安庁のほうでは予算はこういうつもりだとお話になつておるのに、大蔵省のほうで、いやこやういふわけだといふので、あとで割れまして困つた例が調

達庁関係でもあるものですから、やはり簡単に尋ねる代りに簡単に答えて頂ければいいのです。つまりまあ軍艦か船かということをお私何もしません。併しこの船舶が殖えて来る、現にこの前の議会の御説明の通り殖えて来ております。それに對する定員、これとこの予算、こういう関係はどうなるかを保安庁と大蔵省、両当局にお尋ねいたしたいと思ひます。

○政府委員(上村健太郎君) 六十八隻が全部こちらに条約の御承認を得て貸手になります。先ほど大臣からも申上げました通り来年度に入りまします。それから、實際上の人員の増加或いは予算措置等は来年度に計上方面を願ひして一月の国会に定員の増加と、一般予算の中に入りまします経費の計上と、いうことを願ひすることになると思ひます。

○農務總長(上村健太郎君) 現在Pが十隻分と、LSSL、小さいほうは五十隻分計上しております。○農務總長(上村健太郎君) 現在Pが十隻分と、LSSL、小さいほうは五十隻分計上しております。

○農務總長(上村健太郎君) 現在Pが十隻分と、LSSL、小さいほうは五十隻分計上しております。

○農務總長(上村健太郎君) 現在Pが十隻分と、LSSL、小さいほうは五十隻分計上しております。

○農務總長(上村健太郎君) 現在Pが十隻分と、LSSL、小さいほうは五十隻分計上しております。

○説明員(村上孝太郎君) 五十隻分ではなくて、六十隻分でございますが、LSSL五十隻とPF十隻分、六十隻分については二十七年の本予算において全部予算がついております。○農務總長(上村健太郎君) 今両方の説明がどういふふうに入食違つてゐるのですね。こちらは五十隻分とおつしやるし、一方は六十隻分とおつしやる、どつちなんでしょうか。

○政府委員(上村健太郎君) 私申上げましたのは、PF十隻と、LSSL、小さいほう五十隻、合計六十隻です。○農務總長(上村健太郎君) それではこれでよろしいと思ひます。

○委員(長竹下重次君) 暫らく休憩いたします。午後四時十二分休憩

午後六時五十分開会
○委員(長竹下重次君) これから開会いたします。

○成瀬權治君 大臣にまあ心境と申しますかね。そういうようなことでちよつとお伺ひするわけですが、実はフリゲート艦を借りるか借りないかにおいて、まあ御承知のように内閣委員会においていろいろやりまされた場合、あなたの答弁或いは運輸大臣の答弁、或いは當時の大橋國務大臣、或いは木村法務總長などが出てお見えになつたとき、にやつたことを今思い出して、あのときのこととお尋ねしたいわけですね。まああつた以後に明らかになつたことは、四月二十四日に吉田書簡が出されておつた、それを私は大臣は知つておつた、それになつておるか。私も若干どこで起案され、それがどう行つてどう通つたかというようないふことを機会を得ました。

○成瀬權治君 大臣にまあ心境と申しますかね。そういうようなことでちよつとお伺ひするわけですが、実はフリゲート艦を借りるか借りないかにおいて、まあ御承知のように内閣委員会においていろいろやりまされた場合、あなたの答弁或いは運輸大臣の答弁、或いは當時の大橋國務大臣、或いは木村法務總長などが出てお見えになつたとき、にやつたことを今思い出して、あのときのこととお尋ねしたいわけですね。まああつた以後に明らかになつたことは、四月二十四日に吉田書簡が出されておつた、それを私は大臣は知つておつた、それになつておるか。私も若干どこで起案され、それがどう行つてどう通つたかというようないふことを機会を得ました。

て窺ひ知ることができたわけですが、當時大臣としては立場上或いは知らなければならなかつたかも知れないけれども、私はやはり頼みかぶりでも知らん顔をして過して来てというよりも、むしろ我々に対してごまかしと言つちやいけなかつたかも知れないけれども、ひたかくしてしておられたのだから、この際あの当時の状況を一応御説明願ひいたします。私のほうから要求するというのは非常におかしいけれども、一つずつきりした形で一応御説明を承わりたい。

○國務大臣(岡崎勝男君) 大分前のお話でしたけれども、突然そんなことを聞かれても記憶をさう呼び起すわけに行かないのですが、當時は私は國務大臣で、主として行政協定とか平和条約成立前後の処理の問題に相当多忙でやつておりました。正直なところ、この問題の手紙がどういふふうにかかれたとか、いつ出たかというふうなことはどうも私はそのとき知らなかつたように思ひます。記憶にないのですが、又知らなければならぬ問題でもなかつたと思ひます。

○成瀬權治君 そうすると、あなたはこれを全然知らずにおられたということ、大臣の何といひますか、あなたのほうに全然無関係で事が運ばれておつたことになるわけですか。

○國務大臣(岡崎勝男君) 私もどうも記憶が非常につきりしませんけれども、おぼろげにさういふことが大橋君や何かでいろいろ研究して、どうだろつかといふようなことがあつたと思つておられますけれども、手紙がいつ出たとか、さういふ手紙を出すかといふようなことについては、どうも私は知らなかつたと思ひます。

○成瀬權治君 これは私がですね。聞いたのが間違つてゐるかも知れませんが、すけれども、とにかく運輸省において起案して、さうしてそれを持つて外務省が折衝されたというふうな私たちが聞いておるわけですね。それをあなたが覚えてないとかどうだと言われるのは、私には納得が行かないわけですね。

○國務大臣(岡崎勝男君) ちよつとお断りしておきますが、私は外務大臣ではなかつたのです。そのときは外務大臣は別にあるので、その外務大臣が平和条約効力発生前後であつて非常に多忙であるからして、その一部の仕事を分担してやることにしておつた。従つて外務省の仕事は何もかも私が知らなければならぬといふこととやらなくして、外務大臣からこれとこれをやつてくれといふような依頼を受けた仕事をしておつた。従つてその問題は私のほうには通つて来なかつたやうな気がいたします。大分前のことですから、非常にはつきり記憶はいたしてございんけれども、どうもそつちでございん。

○成瀬權治君 私はあなたが當然國務大臣の一員として閣議にはおられたと思ひます。ですからそれを知らなくて、おぼろげに聞いたとおつしやるなら、閣議で聞いたといふことになるかと思ひます。あとのことは、今の行政協定やその他のほうには十分の力を尽しておつたけれども、外務大臣としての職責じゃないからさういふことは知らんと、さうおつしやるならば私もそれは一つの筋だと思ひます。ですからさういふ態度ならそれは私もそれでいいと思ひます。

○國務大臣(岡崎勝男君) どうも私は今突然で記憶をなかつたかといふ呼び起させませんけれども、どうもさういふふうになつたかと思ひます。

○成瀬權治君 これは實際私もあなたが今言つたように、どうも古い話で記憶を云々だと、さうおつしやるのですから、誠にこれは責任のないことをお聞きすることになるわけですね。實際あの当時のこの論議的になりましたのは、日本政府が自主的にさうしたものを借りるのか、アメリカからさうしたものを押付けられてやるのかどうかといふ点と、それからもう一つは、この十八ばいとか十ばいとかいふところに問題があつたわけですね。で、十ばいか十八ばいのかの問題については、これは私はあなたにお尋ねしなくても、十ばいが十八ばいであつたといふことについては、これは私は最近に問題になつたのじやないかと考えております。これは想像ですから私にはわかりませんが、その経過ではなかつた、あの船を借りるか借りないか、さういふものの折衝過程というものが、私たちが実は質問をし、いろいろとあれこれとんだ問題であると私は記憶しております。それについてあなたは今言つた通り知らぬ存ぜぬといふわけじやないですけれども、さうおつしやるなら、私は責任あるお答えを聞くわけには参りませんから、ここでもまあ質問を打ち切りたいと思ひます。

○委員(長竹下重次君) 速記をとめて。

午後六時十二分速記中止

午後六時五十分速記開始

五

○委員長（竹下重次君） 速記を始めて下さい。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後六時五十一分散会

昭和二十八年一月二十七日印刷

昭和二十八年一月二十八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局